



文化審議会著作権分科会 報告書の概要

平成21年1月26日(月)
文化審議会著作権分科会

目 次

1 法制問題小委員会における検討結果	
デジタルコンテンツ流通促進法制について	1
海賊版の拡大防止のための措置について	2
権利制限の見直しについて	3
その他検討途上の課題	7
その他の課題について	9
2 私的録音録画小委員会における検討結果	
私的録音録画補償金制度の見直し	10
著作権法第30条の範囲の見直し	13
3 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会における検討結果	
過去の著作物等の利用の円滑化方策について	14
保護期間の在り方について	16

法制問題小委員会における検討結果①

1 デジタルコンテンツ流通促進法制について

(1) 問題の所在

デジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴い、著作物の利用実態が大きく変化していることから、「経済財政改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2007」及び「知的財産推進計画2007」において、「デジタルコンテンツの流通促進の法制度等を2年以内に整備する」と決定。

(2) 検討結果

- ・「デジタルコンテンツ流通促進法制」として、まず次の3点を実施すべき。
 - ① 過去のコンテンツ（TV番組等）のインターネット利用に際して、権利者不明の場合の利用円滑化が課題
⇒ 十分調査をしても権利者が不明の場合、一定の条件で利用を認める制度的措置を早期に実施。
 - ② インターネット等を活用した新たな創作・利用形態に関連した権利制限規定の見直しが課題
⇒ 現在の権利制限規定の切り口と実際に権利者の利益を不当に害する行為か否かとの実態の乖離を解消する観点から、検索エンジン関係などの措置を実施。
 - ③ 権利者が安心してインターネットにコンテンツを提供するための違法流通対策が課題
⇒ 海賊版の頒布防止策などの措置を実施。
- ・今後とも必要な問題について、知的財産戦略本部等における検討の動向も踏まえ、検討を続ける。

法制問題小委員会における検討結果 ②

2 海賊版の拡大防止のための措置について

海賊版の頒布行為の防止策の充実

(1) 問題の所在

- ・インターネットオークション等を利用した海賊版の頒布行為について、「販売等」や「販売等目的の所持」は、現行法で著作権侵害行為とみなす旨の規定があるが、匿名性の高いインターネットでは、販売等の申出の段階で押さえなければ防止が困難。

(2) 検討結果

- ・海賊版の頒布を防止するため、インターネット上で海賊版の販売等の申出（譲渡の告知）を行う行為を、「情を知って」（=事情を承知して）等の一定の要件の下で、著作権侵害行為とみなす旨の規定を設けることが適当。

親告罪の範囲の見直し

(1) 問題の所在

- ・著作権法の刑事罰は親告罪（公訴提起の要件として告訴を必要とする犯罪）となっているが、重大・悪質な著作権侵害事犯に対応するため、見直しが必要との指摘あり。

(2) 検討結果

- ・侵害行為の多様性等にかんがみ、著作権等の侵害罪を一律に非親告罪とするることは不適当。また、一部の犯罪類型を新たに非親告罪とすることも、社会的な影響等を見て慎重に検討することが適当。

法制問題小委員会における検討結果③

3 権利制限の見直しについて①

障害者関係

(1) 問題の所在

- ・障害者団体から、著作権者の許諾なく以下の行為を可能とするよう要望あり。
 - ① 視覚障害者のため、現行の点字図書館等に加えて公共図書館でも録音図書を作成すること。
 - ② 聴覚障害者のため、映像作品への字幕や手話を挿入すること。
 - ③ 知的障害者や発達障害者のため、障害者用デジタル録音図書（ディジー）等を作成すること

(2) 検討結果

- ・障害者の情報アクセス保障の観点から、障害等により著作物の利用が困難な者を可能な限り権利制限の対象に含めるとともに、複製主体・方式も拡大する方向で速やかに措置を講じることが適当。

ネットオークション等関係

(1) 問題の所在

- ・インターネットオークション等に美術品や写真を出品する際に、当該商品の画像を掲載する行為が著作権侵害となる可能性があるとの指摘あり。

(2) 検討結果

- ・美術品等の商品紹介のために行う画像掲載は売主の義務として必要不可欠なものであり、権利制限を行うことが適当。（権利者の利益を不当に害しないための条件について、取引実務を踏まえて検討。）

法制問題小委員会における検討結果④

3 権利制限の見直しについて②

検索エンジンサービスの法制上の課題

(1) 問題の所在

- ・インターネット上に存在する情報の所在を検索する手段として検索エンジンサービスが普及しているが、ウェブサイトの収集等の行為は、事前に許諾を得ることが困難であり、著作権侵害の可能性について指摘あり。

(2) 検討結果

- ・検索エンジンサービスのデジタル・ネットワーク社会における社会基盤としての役割等に鑑み、権利制限を講ずることが適当。ただし、権利者保護の観点から、次のようなことを条件とすべき。
 - ①権利者が、ウェブサイトの設定により情報収集を拒否する旨の意思表示を行っている場合は権利制限の対象外とする。
 - ②一定の場合にサービス提供者に対して違法複製物の削除義務を課す。

リバース・エンジニアリングに係る法的課題

(1) 問題の所在

- ・コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリング（解析等による構造や要素技術等の探知）を行う場合、「オブジェクトコード（機械向け言語）」を「ソースコード（人間向け言語）」に変換する行為が、複製や翻案を伴う場合あり。

(2) 検討結果

- ・相互運用性の確保や障害の発見等の一定の目的で行うリバース・エンジニアリングは、ユーザーの利便性確保やプログラムの適正・安全確保のため、権利制限を早期に措置すべき。その他の目的で行うものは、権利者への影響等を考慮しつつ、引き続き検討。

法制問題小委員会における検討結果 ⑤

3 権利制限の見直しについて③

研究開発における情報利用の円滑化

(1) 問題の所在

- ・画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発において、著作物をサーバー等に蓄積・整理した上で情報抽出する過程で、複製等が行われている可能性あり。また、機器の機能・性能評価などの技術開発や、大学等における論文等の文献の複製等についても検討課題との指摘あり。

(2) 検討結果

- ・情報解析分野の研究開発については、その社会的意義等にかんがみ、一定の条件の下で権利制限を行うことで概ね意見が一致。その他については、具体的な範囲や条件について引き続き検討が必要。

機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱い

(1) 問題の所在

- ・コンピューター内部での一時的蓄積や、ネットワーク上の中継サーバーでの蓄積など、機器利用時・通信過程等において生じる電子データの蓄積等が複製に当たる可能性あり。

(2) 検討結果

- ・関係事業者の法的安定性を高めるため、機器利用時における蓄積及び通信を巡る蓄積等（バックアップやキャッシングなど）について、一定の要件の下で権利制限を行うべき。

法制問題小委員会における検討結果 ⑤

3 権利制限の見直しについて④

その他の事項

(1) 薬事関係

- ・医薬品等の製造販売業者が、薬事法の規定に基づき医療関係者に対して行う文献提供について、今後、医薬品等の製造販売業者の文献提供の実態等を精査しつつ、文献提供に関する実務の実態や国際条約との関係等の論点も含め、引き続き検討を進めることが適當。

(2) その他

- ・図書館関係の検討要望のうち、記録技術・媒体の旧式化に伴う新しい媒体への移し替えのためのデジタル化については、過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会の報告において、現行規定（31条2号）の解釈として不可能ではないことを明確化。
- ・図書館関係や学校教育関係の検討課題について、関係者からの具体的な提案や関係者間の協議の進捗状況等も踏まえ、今後とも適宜検討。

法制問題小委員会における検討結果⑥

4 その他検討途上の課題①

私的使用目的の複製の見直し

(1) 検討の概況

- ・違法配信等からの複製（録音録画以外）を私的使用目的の複製（著作権法第30条）の範囲から除外することについて検討。（録音録画に関しては私的録音録画小委員会で検討（P13参照）。）

(2) 検討結果

- ・違法配信等からの複製の取扱いは、理論的には録音録画に限定される問題ではなく、プログラムの著作物（特にゲームソフト）では録音録画と同様の措置を講ずる必要性あり。ただし、プログラムの著作物全体における正規ビジネスへの影響の程度等について、なお検討が必要。
- ・その他の著作物については、段階的に最終的な取扱いを判断していくことを視野に入れ、引き続き検討。

ライセンシーの保護等の在り方

(1) 問題の所在

- ・著作権契約におけるライセンシー（利用者）の地位を第三者に対抗するための制度がなく、ライセンサー（許諾者）が破産等した時のライセンシーの地位が不安定。

(2) 検討結果

- ・ライセンス契約（包括的ライセンス契約を含む）で設定された「許諾に係る著作物を利用する権利」の登録制度創設を提案。
- ・制度設計については、今後、実務や学説の動向、特許法における特定通常実施権登録制度等の運用状況も踏まえつつ、実効性のある制度の在り方について関係者による多面的な調査研究を進めることが適当。

法制問題小委員会における検討結果⑦

4 その他検討途上の課題②

いわゆる「間接侵害」に係る課題

(1) 問題の所在

- 物理的な利用行為の主体以外の者に対して差止請求が可能かどうか、著作権法上必ずしも明確でない。権利行使の明確な根拠を得るという観点に加え、コンテンツ流通事業者（ISP等）の法的安定性を高めるためにも、「間接侵害」の範囲を明確化するべきとの指摘あり。

(2) 検討結果

- 近年の裁判例の分析等を深めつつ、引き続き総合的に検討を行うことが適当。なお、検討にあたっては、事業者（ISP等）に間接侵害責任が生じない範囲を明確とするよう留意することが適当。

法定損害賠償制度

(1) 問題の所在

- インターネット等における著作権侵害は、侵害の回数をはじめ損害の立証が困難であることから、権利者が侵害を立証すれば一定の損害賠償額を請求することができる「法定損害賠償制度」を創設すべきとの指摘あり。

(2) 検討結果

- 裁判例では、「相当な損害額の認定（114条の5）」等の規定により、ある程度柔軟に損害額を認定。
- 今後の実態の推移をみて、民法や他の知的財産権法との関係を踏まえた慎重な検討が必要。

法制問題小委員会における検討結果⑧

5 その他の課題について

- ・知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」において、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入することが適當とされたことをはじめ、著作権法制に關係する種々の課題について提言が行われたことを踏まえ、今後、これらの課題について順次検討。
- ・「通信・放送の在り方の変化への対応」については、総務省情報通信審議会での議論に留意しながら、今後時宜を逃さずに検討。

私的録音録画小委員会における検討結果①

1 私的録音録画補償金制度の見直し

(参考)検討の経緯

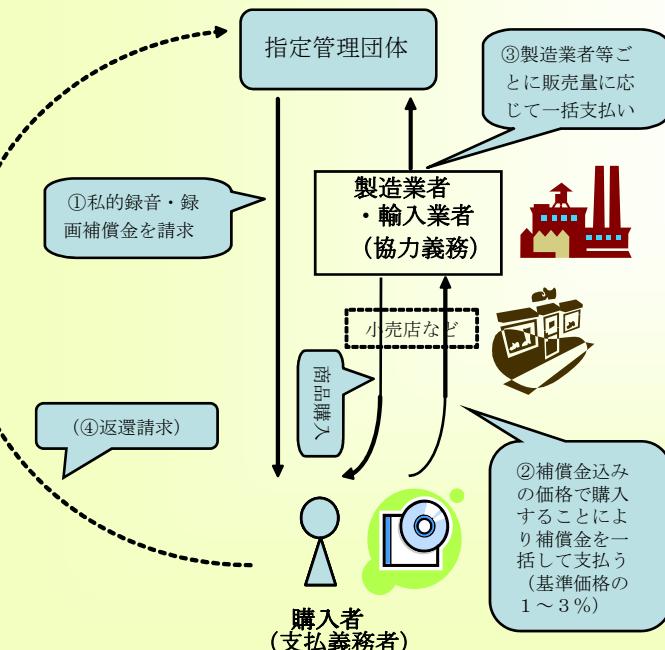
平成4年

著作権法改正により、デジタル録音録画機器・記録媒体の購入の際に消費者から「補償金」を徴収（メーカーが協力）するという「私的録音録画補償金制度」を導入。（ドイツ、フランス、スペイン等でも採用）

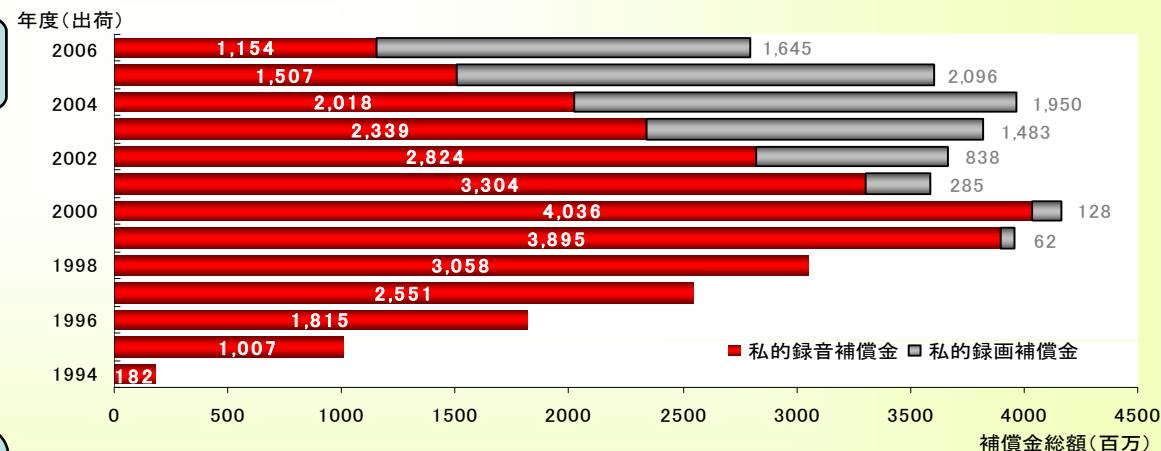
平成18年～

デジタル録音録画技術の進化+録音録画実態の変化を受け、文化審議会著作権分科会報告書において、補償金制度の抜本的見直しを提言。新たに設置された私的録音録画小委員会において検討を開始。

●私的録音録画補償金の支払いの仕組み



●私的録音録画補償金額の推移



●対象機器・記録媒体の範囲

<録音> MD、CD-R、CD-RWなど

<録画> D-VHS、DVD-R、DVD-RWなど

私的録音録画小委員会における検討結果 ②

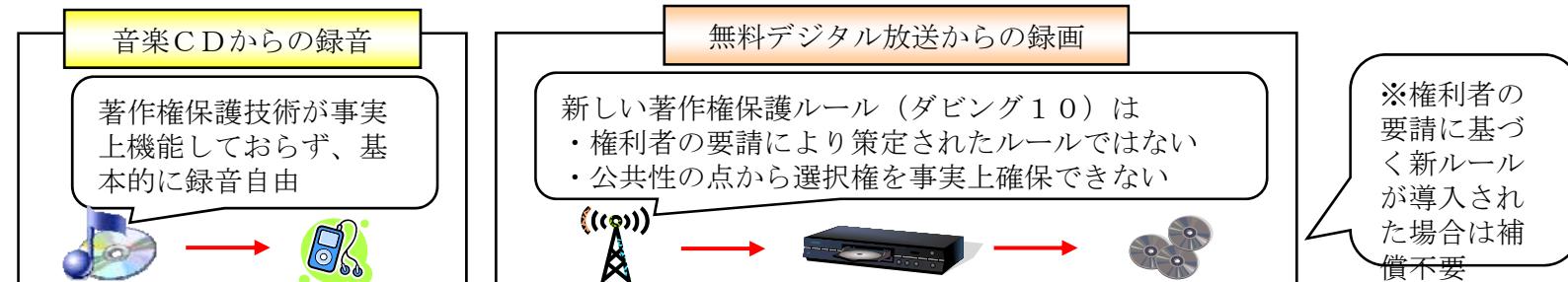
1 私的録音録画補償金制度の見直し

(1) 補償金制度の見直しに関する事務局提案

- 私的録音録画を著作権保護技術で広く管理できる状況が実現されるまでの間の暫定的措置として補償金制度を位置づけた場合の、著作権保護技術と補償金制度の関係整理及び具体的制度設計案を提案。

①著作権保護技術と補償金制度について（案）

- 著作権保護技術により無制限の私的録音録画が行われる状況は解消されることから、権利者等の要請により当該技術を開発している機器メーカー等に負担を強いることは関係者の理解を得られなくなってきており、現行の補償金制度による解決は今後縮小し、他の方法による解決に移行すべき。
- ただし、当面、以下の分野については補償金制度での対応を検討。



- 上記以外の利用形態については、可能な分野（例：適法配信事業）から契約モデルによる解決に移行。

② 補償金制度の具体的制度設計について（案）

- 補償金制度の縮小を前提としつつ、現行制度導入時以降の実態変化を適切に反映しうるように見直し。
 - ・記録媒体内蔵型の専用機器は対象に加えるべきだが、現状では汎用機器は対象とすべきでない
 - ・補償金の支払義務者は現行制度の通り消費者（メーカーは協力義務者）とすることが適切
 - ・対象機器・記録媒体や補償金額の決定に際し、権利者・製造業者・消費者・学識経験者等で構成される公正な評価機関で議論できる仕組みを導入
 - ・補償金額の算定に際し、対象機器等の用途や著作権保護技術の影響度などを反映

他

私的録音録画小委員会における検討結果 ③

1 私的録音録画補償金制度の見直し

(2)事務局提案に対する意見

①権利者の立場からの意見

- ・詳細において不満な点も指摘しつつ、一定の結論として評価
- ・メーカーは録画機器等の販売で利益を得ており、対価を還元しない主張は偏りがある等

②メーカーの立場からの意見

- ・ダビング10の位置付けが不明。制度の縮小・廃止の道筋が見えないだけでなく、拡大の懸念がある
- ・著作権保護技術が機能すれば、契約による許諾・制限するに等しい状況となるので、当然補償は不要
- ・購入したCDのプレイスシフト録音や放送のタイムシフト録画の補償の必要性が立証されていない
- ・記録媒体内蔵型録音録画機器の対象化に反対。汎用機器も将来対象になりうる懸念がある
- ・対象機器等・補償金額を決定する評価機関の構成、運営方法、権限などが不透明であり、評価は困難
- ・メーカーは消費者からの補償金徴収の協力義務者であり、補償の要否とメーカーの利益は無関係 等

③消費者の立場からの意見

- ・制度の縮小・廃止を視野に入れつつ、音楽CD・地上波放送だけを当面対象とする整理には一定の評価。ただし複製を制限するダビング10は、仮に対象としても料率は大幅に下がるはず
- ・仮に対象機器等が見直されても、様々な減額要素を考慮すれば、補償金額の総量は減少すべき
- ・将来の契約・技術による解決の積極的な模索に向けて関係者間で努力すべき
- ・ダビング10に関する応酬などで議論が矮小化されている等

④学識経験者の立場からの意見

- ・問題解決に向けた調整の一案として事務局提案を評価
- ・縮小の原則が不明確なため、今後の環境変化等に基づく見直し等を明記すべき
- ・議論の積み重ねを尊重して一定のまとめを目指し、そのうえで更に将来の展望を議論すべき等

私的録音録画小委員会における検討結果④

2 著作権法第30条の範囲の見直し

(1) 違法録音録画物・違法配信からの私的録音録画

①制度改正の必要性

- ・違法配信からの私的録音録画が通常の著作物の流通市場に匹敵又は上回る規模となる中で、アップロード者(現在でも違法)への対処のみでは充分対応できず、ダウンロード行為についても一定の対応の必要性。
- ・違法配信であると知って行う場合に限定する、罰則は科さないなど一定の条件の下で、私的複製の権利制限規定（第30条）の適用を除外する方向での対応が必要との意見が大勢。

②利用者保護

- ・利用者保護策として、政府・権利者による周知徹底、正規配信等に関する情報提供、警告・執行方法の手順に関する周知、相談窓口の設置、権利者による「識別マーク」の推進等について検討。関係者は所要の措置を実施することが必要。

(2) 適法配信事業者から入手した著作物等の録音録画物からの私的録音録画

- ・音楽配信など適法配信事業者が提供する著作物等からのダウンロード行為を30条の適用除外とすることについては、補償金制度の縮小と他の方法による解決への移行の流れの中で捉えるべきであり、私的録音録画の将来像や補償金制度の見直しに関する合意がないまま先行するのは問題があるとの意見あり。

3 結論

(1) 私的録音録画補償金制度の見直し

- ・関係者の合意は得られなかつたが、ある程度論点が整理されたことを踏まえ、小委員会での議論は今期で終了し、関係者が忌憚のない意見交換ができる場などで関係者の合意形成を目指すことも必要。

(2) 著作権法第30条の見直し

- ・違法録音録画物・違法配信からの録音録画につき、利用者保護に配慮した上で、30条の適用除外とする法改正に賛成する意見が大勢。適法配信等については、補償金制度に関する見直しの議論の今後の動向を踏まえた上で、更に検討。

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会における検討結果①

1 過去の著作物等の利用の円滑化方策について①

権利者不明の場合の利用の円滑化

(1) 問題の所在

- 過去の著作物等を利用する場合、権利者が所在不明であるなどの理由で許諾が得られないことが、インターネット等での利用を阻害する要因となっているとの指摘あり。

(2) 検討結果

- 民間において各種の権利者不明の場合への対応が進められており、権利者情報の把握についてコンテンツ制作者と集中管理団体の体制が強化充実されるべき。
 - 制度的対応としては、著作権に関する裁判制度(第67条)の手続運用改善や、著作隣接権に関する裁判制度の創設のほか、次のような新制度も検討。これらについて、折衷的な案を検討すべきとの意見や、「相当な努力」の内容を明確化すべきなどの意見あり。
 - ① 相当な努力をして搜索しても権利者が見つからない場合、一定の機関に申告した上で著作物等の利用ができることとし、権利者が判明した場合には通常の使用料に相当する補償金を支払う（事前支払いは不要）ものとする。
 - ② 相当な努力をして搜索しても権利者が見つからない場合、第三者機関に使用料相当額を支払ったときは、事後の権利追求に関して免責される一定の効果を与える。
- ⇒ 今後とも、必要に応じ引き続き幅広く検討を行うとともに、現行の裁判制度の手続きの明確化等も含め、可能なものから早急に制度的対応を実施することが適当。

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会における検討結果②

1 過去の著作物等の利用の円滑化方策について②

次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化

(1) 問題の所在

- ・国立国会図書館等での資料の体系的な保存を図り、国民の情報アクセスを保障する観点から、所蔵資料のデジタルアーカイブ化（電子化）を円滑に行えるようにすべきとの指摘あり。

(2) 検討結果

- ・国立国会図書館においては、その所蔵資料の滅失、損傷、汚損を避けるため、納本後直ちに電子化できるようにする必要があり、そのための法的措置は早急に実施することが適当。
- ・電子化された資料は多様な利用が可能となるため、館内閲覧やコピーサービスのルールについて関係者間で協議。（インターネットを通じて他の図書館等で閲覧に供したり、他の図書館等や利用者に複製物を提供する場合は、権利者の許諾を得て行うことが原則だが、相互貸借の運用問題として関係者間で協議。）
- ・公共図書館においては、損傷・紛失の防止等のためのデジタル化や、記録技術・媒体の旧式化に伴う新しい媒体への移し替えのためのデジタル化について、現行規定（31条2号）の解釈を明確化。

その他の課題

- ・多数権利者が関わる場合の利用円滑化や意思表示システムの在り方等の課題については、民間における取組の動向などを踏まえ、必要に応じて検討を行っていくことが適当。

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会における検討結果③

2 保護期間の在り方について①

(1) 問題の所在

著作者の死後 50 年となっている保護期間を欧米諸国並の 70 年に延長すべきとの要望がある一方、慎重に議論すべきとの意見も。

(2) 検討結果

各論点について延長に肯定的な立場と否定的な立場の双方から意見があり、結論を得るに至らず。

諸外国の延長の背景、国際的な制度調和

- ・国際的な水準・趨勢についての現状認識の点で意見集約がされていない。
- ・平均寿命の論点に関しては、ベルヌ条約の制定趣旨に立脚して議論を行うのか、現行規定の趣旨と別の観点から議論すべきなのかとの点で意見集約がされていない。
- ・貿易収支のメリットについては、現状をもとに議論するのか将来も考えて議論するのか、何を国益と捉えるかについて意見が分かれている。
- ・国際的な制度調和については、欧米諸国との調和を考えるべきか、アジアの国の動向を踏まえるべきか等について意見が一致していない。国際的な動向を更に踏まえて検討を深めるべき。

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会における検討結果③

2 保護期間の在り方について②

文化の発展に与える効果

- 延長の是非について、文化の発展に資するかどうかの観点から、「文化の発展」をどのようにとらえるかに關し、オリジナリティの高い作品の手厚い保護を重視するか、質の良し悪しを評価せず情報の豊富化を重視するか、について意見の相違あり。今後の文化全般に関する議論の動向も踏まえつつ、検討を深めていくことが必要。

ネット時代における情報流通の在り方

- インターネットでの著作物利用についての権利の実効性次第によって、保護期間の延長の効果が変わってくるとの視点から、権利の実効性や著作権に関連するビジネスの動向も、今後の検討の参考としていくことが適當。

関連する課題

- 映画の著作物の保護期間、著作隣接権の保護期間、いわゆる「戦時加算」については、著作権の保護期間の在り方についての議論を中心とした検討を進め、その動向を踏まえて併せて検討することが適當。

3 結論

- 利用円滑化方策のうち、一定の方向性が得られた部分は、所要の措置を早期に実施すべき。
- 保護期間の在り方については、延長することとしないこと双方のメリットを受けられる方法等を含め、今後の文化支援施策の在り方等も踏まえて、著作権法制全体として保護と利用のバランスの調和の取れた結論が得られるよう検討を続けることが適當。